総務委員会議案説明資料

令和4年3月24日

件	名					頁
1	第 3		足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		•	2
2	第 3	6 号議案	足立区長等の給料の特例に関する条例・・・・・・・	•	•	6
3	第 3	7号議案	足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約・			8

(総務部)

第35号議案説明資料

令和4年3月24日

件 名	足立区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	総務部 人事課
内容	1 概要
	育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上とされた非常勤職員の要件を廃止し、任用初年度からでも取得できるよう要件を緩和する。 また、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に向け、以下の措置を条例において義務付ける。 ・職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等 ・職員に対する育児休業に係る研修の実施 ・育児休業に関する相談体制の整備
今後の方針	以下の規則等の一部改正を行う。

改正前

(育児休業をすることができない職員)

- 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と する。
 - (1) (2) 省略
 - (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。) に引き続 き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - (イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。 以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」 という。) (第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に 達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、 更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されない ことが明らかでない非常勤職員

(ウ) 省略

イ・ウ 省略

(部分休業をすることができない職員)

- する。
 - (1) 省略
 - (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員 (2) 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤 法(昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規 定する短時間勤務の職を占める職員を除く。)

改正後

(育児休業をすることができない職員)

- する。
- (1)・(2) 省略
- (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。 以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」 という。) (第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に 達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、 更新後のもの)が満了すること及び任命権者を同じくする職(以下 「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない 非常勤職員

(イ) 省略

イ・ウ 省略

(部分休業をすることができない職員)

- |第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と|第14条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員と| する。
 - (1) 省略
 - 職員以外の非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の 5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員 を除く。)

改正前 改正後

- ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
- イ 勤務日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤 職員

(部分休業の承認)

|第15条||部分休業の承認は、正規の勤務時間(前条第2号ア及びイのいずれ||第15条||部分休業の承認は、正規の勤務時間(前条第2号の勤務日数及び勤 にも該当する非常勤職員のうち地方公務員法第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員にあっては当該会計年度任用職員について定められた勤 務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 · 3 省略

(部分休業の承認)

務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員のうち地方公務員 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員にあっては、当該会計年 度任用職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30 分を単位として行うものとする。

2 • 3 省略

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

- 第18条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者 が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして規則で定める 事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他 の規則で定める事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当 該職員の意向を確認するための面談その他の規則で定める措置を講じなけ ればならない。
 - 2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、 当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならな V ,°

(勤務環境の整備に関する措置)

- 第19条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするた め、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
 - (2) 育児休業に関する相談体制の整備
 - (3) 前2号に掲げる措置のほか、規則で定める育児休業に係る勤務環境

改正前	改正後
	の整備に関する措置
(委任)	(委任)
第18条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特	第20条 この条例に定めるもののほか、育児休業等に関し必要な事項は、特
別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。	別区人事委員会の承認を得て、規則で定める。
	<u>付 則</u>
	(施行期日)
	1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、
	<u>公布の日から施行する。</u>
	(施行前の準備)
	2 この条例による改正後の足立区職員の育児休業等に関する条例(以下「改
	正後の条例」という。)第2条第3号アに掲げる非常勤職員は育児休業の
	承認の請求を、改正後の条例第14条第2号の勤務日数及び勤務日ごとの勤
	務時間を考慮して規則で定める非常勤職員は部分休業の承認の請求を、そ
	<u>れぞれこの条例の施行の日前においても行うことができる。</u>

第36号議案説明資料

令和4年3月24日

件	名	足立区長等の給料の特例に関する条例		
所管部課名		総務部 総務課		
内	容	 1 概要 動念不正処理に伴う給与の不正受給による令和4年3月22日付職員の 懲戒処分を受け、区長、副区長がその監督責任と区民への陳謝の意を表す るとともに、自ら厳しい姿勢を示すため、特別職の給与を減額する。 2 内容 区長、第一・第二副区長の給料月額を次のとおり減額する。 区長・・・・・・・令和4年4月分 50% 第一・第二副区長・・・令和4年4月分 30% 3 条例案 別紙のとおり 4 施行年月日 令和4年4月1日 		
今後の	の方針	職員の更なる綱紀粛正を図り、区民の区政に対する信頼回復に努める。		

別紙

足立区長等の給料の特例に関する条例(案)

(区長等の給料月額)

第1条 足立区長等の給料等に関する条例(昭和31年足立区条例第1 3号)第2条の規定にかかわらず、区長の給料の月額は、同条例別表 第1に掲げる区長の給料月額からその100分の50に相当する額を 減じて得た額とし、副区長の給料の月額は、同表に掲げる副区長の給 料月額からその100分の30に相当する額を減じて得た額とする。 ただし、同条例第4条及び足立区長等の退職手当に関する条例(昭和 34年足立区条例第4号)第3条の規定の適用については、この限り でない。

(端数計算)

第2条 前条により得た給料月額に千円未満の端数金額があるときは、 その端数金額を切り捨てるものとする。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行し、同月30日限り、その効力を失う。

第37号議案説明資料

令和4年3月24日

	「カガ4 牛 3 月 2 4 日 」
件 名	足立区立東綾瀬中学校旧校舎その他解体工事請負契約
所管部課名	総務部 契約課
所管部課名 内 容	************************************
	7 そ の 他(1) 仮契約年月日令和4年2月15日(2) 入札・開札年月日令和4年2月14日(3) 入札参加事業者数5建設共同企業体 (低入札調査価格未満5建設共同企業体)(4) 予定価格399,927,000円(事前公表)※契約金額、予定価格には消費税を含む。
今後の方針	

工事場所 東綾瀬中学校 足立区綾瀬3-23-14 東京武道館 綾瀬小学校 公園 綾瀬駅 北千住

案内図